

2025 年 5 月 8 日

公正取引委員会からの警告について

セルリアンタワー東急ホテル（以下「当ホテル」）は、東京都内のホテルが情報交換を行っていたとの調査対象事実について、公正取引委員会（以下「公取委」）から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」）に基づく調査を受け、真摯に協力してまいりましたが、このたび、当該調査対象事実が、独占禁止法第 2 条第 6 項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第 3 条の規定に違反するおそれがあるとして、今後、同様の行為を行わないよう公取委からの警告を受けました。

なお、当ホテルは、当ホテルの運営主体である東急ホテルズ&リゾーツ株式会社が制定した「同業他社との情報交換の在り方に関する基本方針および行動指針」に基づき、調査開始前に調査対象事実となった情報交換を取りやめており、独占禁止法違反に該当しうる行為を未然に防ぐよう周知徹底しておりますが、今回の警告の趣旨を厳粛かつ真摯に受け止め、引き続きコンプライアンスの徹底を図ってまいります。

改めまして、お客さまやお取引先さまをはじめ関係者の皆さまに、ご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

以上